大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定により聴取した意見について、同条第３項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和８年11月６日

滋賀県知事　三日月　大造

１　大規模小売店舗の名称および所在地　（仮称）カネスエ近江八幡店　近江八幡市馬淵町1665

２　意見の概要　近江八幡市からの意見

⑴　商業施設等の自治会加入の取扱いについて、地元自治会（馬淵町自治会）と協議を行い、その経過および結果を要約し、文書により近江八幡市総合政策部まちづくり協働課へ提出すること。また、馬淵学区自治連合会に対し事業説明を行い、その経過および結果を要約し文書により近江八幡市総合政策部まちづくり協働課へ提出すること。

⑵　近江八幡市風景づくり条例（平成22年条例第187号）に基づく近江八幡市風景計画の全市計画区域内であることから、行為の規模・種類によって、景観法（平成16年法律第110号）に基づく届出をすること。

⑶　当該計画地の出入り口となる道路は国道８号であるため、道路交通対策について、国道管理者に確認すること。

⑷　産業廃棄物および感染性廃棄物の排出がある場合は、許可業者に委託し適正に処理すること。

⑸　事業系一般廃棄物については、廃棄物処理施設（近江八幡市環境エネルギーセンター）へ直接搬入するか許可業者に委託して適正に処理すること。

⑹　事業者の変更に伴い、駐車場の利用状況や周辺交通環境への影響について再評価が必要と考えられる。

⑺　地域住民の意見を踏まえ、安全で快適な交通環境の維持・向上を図る観点から、事業者と地域との意見交換の機会を確保すること。

⑻　騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、近江八幡市環境保全に関する条例（平成22年近江八幡市条例第255号）等の環境関係法令を遵守し、騒音・振動・悪臭等の公害防止に係る事業者としての責務を果たすこと。

⑼　周辺の生活環境が損なわれることがないよう努め、苦情があった場合には誠意を持って対応すること。

３　意見の縦覧場所および縦覧期間

⑴　縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室　大津市京町四丁目１番１号

滋賀県商工労働部中小企業支援課　大津市京町四丁目１番１号

近江八幡市産業経済部商工振興課　近江八幡市桜宮町236番地

⑵　縦覧期間　令和８年11月６日から令和８年12月７日まで